

介護保険制度のサービスと保険料について

介護保険は、40歳以上の皆さんで介護が必要な方を支え合う制度です。市区町村が保険者となって、加入者の皆さんの保険料と公費を財源に運営しています。

また、短期間、介護老人保健施設などに宿泊して、介護やりハビリテーションを受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などもあります。

認知症の方が、少人数で共同生活を送りながら介護や機能訓練などを受けれる認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、在宅や通いなどを組み合わせて、介護や機能訓練などを受けれる小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて提供する看護小規模多機能型居宅介護、18人以下の地域密着型通所介護（デイサービス）などがあります。

● 地域密着型サービス

① サービスの使い方

介護や支援が必要と感じたら、次のような流れで介護サービスを利用することができます。

① 要介護認定を受けます

※地域包括支援センター等が申請を行なうので、わからぬ場合は介護保険課までご連絡ください。

③ ケアプランに基づいてサービスを利用します

サービスの種類には次のようなものがあります。詳しくは、介護保険課へご相談ください。

● 在宅サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行う訪問介護、入浴車が自宅を訪問して、入浴の介助などを行う訪問入浴介護などがあります。

（施設に通い（泊まり）利用する）

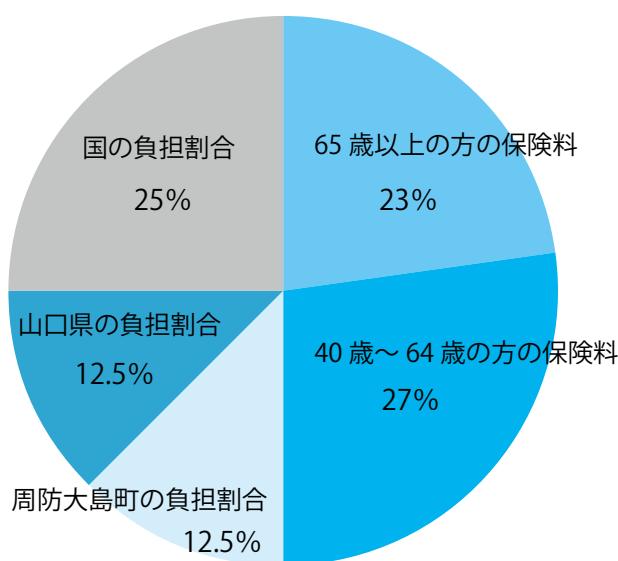
（日帰りで、入浴や食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどを受ける通所介護（デイサービス）や、医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを受ける通所リハビリテーション（デイケア）があります。）

② ケアプランを作成します

どんな介護サービスを、いつ、どれだけ利用するかを決める計画をつくります。

介護保険の財源（在宅サービスの場合の財源内訳）

介護保険は、下記の円グラフのとおり、40歳以上の皆さんに納めていただく介護保険料と公費を財源に運営しています。誰もが安心してサービスを利用できるように、介護保険料は必ず納めましょう。



+ サービスの利用者負担（原則として費用の1～3割）